

福山青果株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～令和8年9月30日までの2年間
2. 内容

<目標1>

- ・年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

<対策>

- 令和6年10月1日～ ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年11月1日～ ・年次有給休暇取得日数の目標設定を行い、社内に周知徹底する
- 令和6年12月1日～ ・四半期毎に取得状況の調査を行い従業員に対し啓発活動を図る

<目標2>

- ・年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<対策>

- 令和6年10月1日～ ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年10月1日～ ・年次有給休暇の半日単位を継続実施する
- 令和6年10月1日～ ・四半期毎に取得状況の調査を行い従業員に対し啓発活動を図る

<目標3>

- ・育児休業等を取得しやすい環境作りのため、両立支援制度を紹介するハンドブックを作成し、全社員に配布し利用を促すとともに、全従業員を対象とする研修を実施する。

<対策>

- 令和6年10月1日～ ・ハンドブックの作成
- 令和6年10月1日～ ・イントラネットによる周知・啓発の実施
- 令和6年11月1日～ ・全従業員を対象とした研修の実施